

(平成24年7月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から59年6月まで
② 平成2年5月から3年3月まで

私は、会社を退職後に、国民年金に加入しないといけないことを知らなかった。その後、時期は覚えていないが、数年たってから、国民年金保険料の納付書が届いていたことに気付いたので、その納付書を持ってA県B市役所へ相談に出向いた。その時、「国民年金に加入して、保険料を支払わないといけない。」と説明されたので、何年分であったのか覚えていないが、遡って納付できる保険料として数十万円を納付した。ただし、「2年間分は、未納が残ってしまう。」と言われた。申立期間①が未納とされていることは納得できない。

また、私は、最初にまとめて国民年金保険料を納付したとき以外は、納付書が届くと、1年分を一括して納付する方法で納付してきたので、途中の申立期間②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、申立人の手帳記号番号の払出時期は、申立人が会社を退職した約9年後の昭和61年10月ないし同年11月頃で、加入手続はこの頃に行われたものと推認される。この場合、申立期間は、加入手続が行われるまで、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、オンライン記録を見ると、申立期間直後の昭和59年7月から61年3月までの国民年金保険料が納付されていることが確認できるところ、当該期間の保険料は、同年10月又は同年11月と推認される加入手続時点において、制

度上、最大限遡って納付できる保険料であることから、申立期間の保険料は、当該納付時点において、時効により納付することができなかつたものとするのが自然である。

なお、制度上、被用者年金の被保険者としての資格を喪失した後、国民年金に第1号被保険者として加入した場合におけるその資格取得日は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、直前の被用者年金の被保険者としての資格を喪失した日とされており、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人が初めて国民年金の被保険者としての資格を取得した日は、申立人が申立期間直前の厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和52年10月1日となっていることが確認できる。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、申立期間①の国民年金保険料を最初にまとめて納付するには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、当時の住所地における申立期間①に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、自身の国民年金の加入時期、まとめて納付した国民年金保険料の納付期間及び納付時期等についての記憶が明確でなく、具体的な加入及び納付の状況等は不明である上、申立人が申立期間①について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を開始して以降、未納とされている期間は申立期間②のみであり、納付済期間の大半は、申立人が主張するとおり、1年分前納により保険料を現年度納付していることから、申立人の納付意識の高さが認められる上、申立人の所持する年金手帳を見ると、転居に伴う国民年金の住所変更手続も適切に行われていることがうかがえる。

また、申立人のオンライン記録を見ると、平成3年12月に納付書が発行された事跡が確認でき、申立人は、納付書が届いたら一度に納付する方法で納めてきたとしているところ、申立人の納付意識の高さを踏まえると、11か月間と短期間である申立期間②の国民年金保険料について、申立人が納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年5月から3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から47年3月まで
② 昭和47年10月から48年3月まで
③ 昭和49年1月から同年3月まで

私は、昭和44年5月に会社を退職した後、1年もたたないうちに、母から国民年金保険料を納付するように言われたので、A県B市役所に出向いて保険料を納付した。

また、私は、数回市役所の窓口で国民年金保険料を納付した記憶があり、その際に領収証書を受け取ったが、現在は、一部の領収証書しか残っていない。

なお、私は、昭和49年3月に結婚後、しばらくしてA県C市へ転居したのを始め、数回転居しており、その手続の都度、国民年金保険料の未納がないか確認したが、未納があるということを言われた記憶がなく、未納期間は無いはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和47年11月に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間③の国民年金保険料は、市役所窓口に対して納付が可能な現年度保険料である。

また、B市における昭和48年4月以降の現年度保険料の収納方法については、印紙検認方式から納付書方式に変更されているところ、申立人は、同市役所発行の同年4月から同年9月までの国民年金保険料を、同年11月15日

に納付した領収証書及び申立期間③直後の49年4月から同年6月までの保険料を、同年7月17日に納付した領収証書を所持している。したがって、申立人が記憶している同市役所の窓口での納付の記憶は、現年度保険料の納付方法が納付書方式に変更された48年4月から、少なくとも49年6月までの保険料の納付に係る記憶である可能性が考えられ、申立期間③の保険料のみ納付しない理由は見当たらない。

一方、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年11月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間①のうち、44年5月から同年12月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない上、申立期間①のうち、45年1月から47年3月までの保険料は、過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない市役所窓口に対して、納付することはできない。

また、申立期間②を含む昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、現年度納付することが可能であるものの、B市における現年度保険料の収納方法は、同年3月までは印紙検認方式であるところ、申立人が所持している国民年金手帳を見ると、申立期間②の直前である47年4月から同年9月までの保険料が同年11月8日に納付されたことを示す検認印が確認できるものの、申立期間②の保険料が納付されたことを示す検認印は確認できない。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年9月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年9月まで

私は、昭和46年8月頃に、当時交際していた妻に勧められて国民年金に加入した。その際に、20歳まで遡った国民年金保険料を何回かに分割して納付した。加入後の保険料は、最初の頃は自身が金融機関で納付し、途中から夫婦一緒に口座振替を行った。

加入後、妻が付加年金制度のことを新聞で知り、将来の年金額を少しでも増やしたいと思い、昭和52年1月にA県B市役所へ行き、夫婦で付加年金に加入した。それ以降、平成15年6月まで付加保険料を含む国民年金保険料を納付した。昭和52年分の確定申告書（控え）には納付したことを示す記載がある。

申立期間について、妻の付加保険料は納付済みとなっているのに、私の付加保険料は未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入時点で、20歳からの国民年金保険料を遡及納付し、また、60歳到達までの加入期間の定額保険料を完納している上、付加保険料についても、昭和52年1月に加入して以降、申立期間を除き全て納付済みであり、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人及びその妻は、昭和47年（開始月は不明）から同じ預金口座からの引き落としにより、国民年金保険料を納付していることがB市の国民年金被保険者名簿から確認できる。

さらに、付加年金への加入申出日も夫婦同一日（昭和52年1月19日）である上、昭和52年1月以降については、申立期間を除き、夫婦の国民年金保険料（付加保険料を含む。）の納付日は一致していることが、夫婦が所持する

国民年金手帳及びB市の国民年金被保険者名簿から確認できる。

加えて、申立期間当時、申立人の生活状況に特段の変化があったとも認められず、申立期間について、申立人が、自身の付加保険料のみ口座振替を行わないように手続を行う理由も見当たらない。

以上のことを踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑みると、申立期間について、申立人の付加保険料のみ未納とされているのは不自然である。

このほか、申立人から提出された昭和52年分の所得税確定申告書（控え）の社会保険料控除（国民年金分）欄記載の金額は5万7,600円であり、夫婦二人分の国民年金の定額保険料及び付加保険料の合計額と一致している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から48年3月まで

私は、昭和48年3月の結婚を契機に、A県B市役所の窓口で、国民年金の加入手続をした。その時窓口職員から、過去の国民年金保険料を遡って納付する方法及び老後の年金額のことなどの説明を受けた。

申立期間の国民年金保険料については、納付金額は覚えていないが、金融機関の窓口又はB市役所の窓口でまとめて納付した。

また、結婚後の国民年金保険料は、私が前夫の保険料と一緒に定期的に納付するようになった。

それなのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人とその前夫の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人については、申立期間後の昭和48年4月以降、免除期間を除き、60歳到達時までの保険料が漏れなく納付されており、また、申立人が一緒に保険料を納付していたとされるその前夫についても、免除期間を除き、昭和58年2月に離婚するまでの保険料が全て納付されていることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年5月にB市において払い出されていることが確認でき、このことは、同年3月の結婚を契機に、同市役所で国民年金の手続をしたとする申立人の陳述と符合する上、申立期間の国民年金保険料は、手帳記号番号が払い出された時点において、過年度納付することが可能である。

さらに、申立人とその前夫に係る特殊台帳を見ると、結婚後の昭和48年4月から免除期間直前の56年3月までの国民年金保険料は、現年度納付されていることが確認でき、結婚後、申立人の前夫の保険料と一緒に定期的に納付するようになったとする申立人の陳述は、事実に相違するところがない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの期間及び60年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで
② 昭和60年5月

私は、昭和49年5月に会社を退職し、結婚準備のためA県の実家に戻った時に、国民年金は義務だと思い、自身で地元市において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も自身で納付した。

また、昭和49年10月の婚姻後は、専業主婦になったが、将来のことを考えて引き続き国民年金に加入することを夫から勧められたので、続けて国民年金保険料を自身で納付していた。

任意加入した当初は、時々、納付が遅れることがあったが、未納の通知が届けば遅れてでも納付していたのに、申立期間①及び②が未納とされているのは納得がいかない。

それぞれの期間について、納付の記録がないかよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年6月に初めて国民年金に加入して以降、60歳期間満了までの約37年間において、申立期間①及び②を除き、未納が無い上、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、婚姻時に任意加入し、その後の氏名及び住所の各変更手続も適切に行われていることが確認できることから、申立人の国民年金に係る意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する3枚の領収証書から、i) 昭和50年2月及び同年3月、ii) 51年1月から同年3月まで、iii) 52年1月から同年3月までの各国民年金保険料がそれぞれ過年度納付されていることが確認でき、申立人が未納解消に努めている姿勢がうかがえる。

さらに、被保険者台帳において、年度の一部に未納等の記録があれば、本来、それを特殊台帳として保存しているべきところ、申立人に係る特殊台帳は見当たらない上、申立期間①及び②は、それぞれ3か月及び1か月と短期間であり、それぞれの前後の期間が現年度納付済みであることを踏まえると、申立期間①及び②の各国民年金保険料を納付していたとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成17年12月20日は17万円、18年7月25日及び同年12月22日は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年7月25日
③ 平成18年12月22日

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社における被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答をもらった。申立期間に賞与は支給されており、厚生年金保険料も控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市から提出された申立人に係る平成18年度及び19年度の市民税・県民税所得回答書、申立人と同職種の同僚の陳述並びに当該同僚から提出された賞与明細書及び給与明細書を検証した結果から判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③について、賞与の支給を受け、その主張する標準賞与額（平成17年12月20日は17万円、18年7月25日及び同年12月22日は18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成21年11月1日から22年1月1日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる21年4月から同年6月までは、標準報酬月額50万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月2日から21年11月1日まで
② 平成21年11月1日から22年1月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、36万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成21年4月から同年6月までは標準報酬月額50万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、50万円に訂正することが必要である。

3 申立期間①については、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成16年8月、同年10月、同年11月、17年3月、同年4月、同年6月から同年11月までの期間、18年1月、同年3月から19年12月までの期間、20年4月から同年6月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、21年4月から同年6月までの期間、同年9月及び同年10月については、申立人から提出された給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致するか、又は同記録より低額であることが推認できる。

また、申立期間①のうち、平成17年1月、同年2月、同年5月、同年12月及び18年2月については、A社から提出された源泉徴収簿で確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致するか、又は同記録より低額であることが推認できる。

さらに、申立期間①のうち、平成20年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間、21年1月から同年3月までの期間、同年7月及び同年8月については、A社から提出された源泉徴収簿及び給与明細書の控えて確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

加えて、申立期間①のうち、平成16年9月及び同年12月については、申立人は給与明細書を所持しておらず、A社も賃金台帳等を保存していないため、当該期間における申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

このほか、申立期間①について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年7月1日から8年10月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、5年7月から6年10月までは41万円、同年11月から7年2月までは36万円、同年3月は50万円、同年4月から同年12月までは59万円、8年1月から同年9月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から9年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されているので、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年7月1日から8年10月1日までについて、申立人が提出した普通預金通帳(写し)を見ると、当該期間における給与振込額は50万円以上であり、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、申立人の同僚の元役員は、「申立人は、申立期間当時、商業登記上は役員ではなかったが、対外的には役員として業務を行っていたため、給与額等の待遇も私と同等であったと思う。」と陳述しているところ、同人から提出された給与明細書により、同人の手取額は申立人の給与振込額と同程度となっていることが確認できることから、申立人は自身と同程度の待遇であったとする元同僚の陳述には信憑性が認められる。

さらに、申立人が入社した年である平成5年2月1日付け及び同年8月1

日付けで、A社のほぼ全ての被保険者(申立人を除く。)の標準報酬月額が大幅に減額改定されているが、減額改定された前述の元役員から提出された給与明細書及び源泉徴収票を見ると、改定後も従前の標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、同役員と同待遇であったされる申立人についても、オンライン記録に見合う保険料控除額以上の額が控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、前述の元役員と、同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記の元役員から提出された給与明細書における厚生年金保険料控除額等から、平成5年7月から6年10月までは41万円、同年11月から7年2月までは36万円、同年3月は50万円、同年4月から同年12月までは59万円、8年1月から同年9月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、不明と回答しているが、上記の元役員の給与明細書等において確認できる保険料控除額に基づき認められる申立人の標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主が社会保険事務所(当時)の記録どおりの報酬月額を届出しており、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認められる標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成8年10月1日から9年7月1日までの期間について、申立人は、給与明細書等を所持していない上、A社の元事業主は、「当時の関係資料が保存されていないため、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」と回答している。

また、前述の元役員から提出された当該期間に係る給与明細書及び源泉徴収票によると、報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録を上回っているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

このほか、申立期間のうち、平成8年10月1日から9年7月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成13年4月及び同年5月は28万円、同年6月は26万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月は26万円、14年5月は30万円、同年11月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から15年2月27日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の支給額より低額で記録されていることが分かった。

給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び事業所から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成13年4月及び同年5月は28万円、同年6月は26万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月は26万円、14年5月は30万円、同年11月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成14年8月、同年10月及び15年1月については、申立人から提出された給与明細書及び事業所から提出された賃金台帳を見ると、給与から当該期間の厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成13年10月から14年4月までの期間、同年6月、同年7月、同年9月及び同年12月については、申立人から提出された給与明細書で確認できる報酬月額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致するか、又は同記録より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年4月1日から22年5月2日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年5月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を210円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年12月1日まで

亡夫は、A社に入社と同日の昭和17年10月1日に、軍隊へ入隊した。同社に在籍のままの出征であったことから、入隊中も厚生年金保険に加入していたはずであるので年金記録の回復を願いたい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社本社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和19年10月1日に厚生年金保険に加入し、21年4月1日に被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、C組織が発行した兵籍簿から、申立人は、昭和17年10月1日に軍隊に召集され、22年10月23日に復員したことが確認でき、申立人が軍隊に召集されていた期間の21年4月1日に、被保険者としての資格を喪失していたとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されている。

したがって、申立期間のうち、申立人が軍隊に召集されていた昭和21年4月1日から22年5月2日までの期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅

した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、厚生年金保険法第 59 条の 2 に係る当該適用期間の終期である昭和 22 年 5 月 2 日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社本社における昭和 21 年 3 月の社会保険事務所（当時）の記録から判断して、210 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 22 年 5 月 2 日から同年 10 月 23 日（召集解除日）までの期間については、軍隊に召集されていた期間であったことが確認できるものの、当該期間は上述の厚生年金保険法第 59 条の 2 における徴集又は召集期間中の厚生年金保険料の免除適用期間ではない期間である。

また、申立期間のうち、昭和 22 年 10 月 23 日から同年 12 月 1 日までの期間については、B 社は人事記録を保管しておらず、申立人の勤務実態は不明である旨回答していることから、当該期間の勤務を確認することができない。

さらに、D 社（A 社が合併）E 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載された被保険者 15 人のうち、所在の判明した 4 人に照会し、3 人から回答があったものの、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除をうかがえる陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月30日から同年10月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」により、A社（現在は、B社C支店）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。当該期間は、同社から同社の関連会社であるB社に転籍した時期であり、当該期間も継続してA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C支店から提出された人事記録、同事業所の人事担当者の陳述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和47年10月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料が無いため不明としているが、B社C支店が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は、社会保険事務所の記録どおりの昭和47年9月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C企業年金基金の記録及び同僚の人事記録等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年6月1日にA社から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の社会保険事務を代行するE社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、資格喪失日を昭和44年5月1日として届け出たと確認できることから、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、69万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の54万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を69万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年7月10日

申立期間の給料支払明細書では、69万円に基づく厚生年金保険料が控除されているのに、ねんきん定期便を見ると、当該期間の標準賞与額が54万円と記録されていた。事業所が、訂正の届出をしてくれたが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は54万円のままであるので、当該標準賞与額も69万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初54万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年9月に、54万円から69万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（69万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（54万円）となっている。

しかしながら、申立人が保管する賞与明細により、申立人は、申立期間に

において、その主張する標準賞与額（69 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月22日から同年10月1日まで
A社における申立期間の標準報酬月額が7万2,000円となっている。
しかし、預金通帳に記帳されている、申立期間当時の給与振込額は約17万円で、年金事務所に記録されている標準報酬月額と大幅に異なるため、記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、7万2,000円と記録されているところ、同社が加入しているB厚生年金基金及びC健康保険組合における申立人の加入員記録によると、申立期間の標準報酬月額は17万円であることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所に提出する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届は、カーボン用紙の複写式の届出書を使用していた。」旨陳述している上、B厚生年金基金及びC健康保険組合は、いずれも、「申立期間当時、一般的に資格取得届の届出書は、カーボン用紙の複写式の届出書を使用していた。そのため、A社においても、申立期間当時はカーボン用紙の複写式の資格取得届を使用していたと思われる。」旨陳述している。

さらに、申立人提出の給与振込口座の預金通帳の写しを確認したところ、申立期間について、A社からオンライン記録の標準報酬月額(7万2,000円)を上回る額の給与が振り込まれていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を17万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年6月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月7日から同年7月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私もB社からA社に移籍した際の申立期間が、厚生年金保険の未加入期間であることが分かった。私は申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された辞令リストから判断すると、申立人は、同社及びその系列会社に継続して勤務し（昭和48年6月7日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているものの、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、当初、昭和48年7月1日と記録されていたところ、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成23年6月14日付けで総務大臣から申立人の同僚の年金記録に係る苦情のあ

っせんが行われたことに伴い、同年6月7日に訂正されており、同社が申立期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年6月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月7日から同年7月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私もC社からA社に移籍した際の申立期間が、厚生年金保険の未加入期間であることが分かった。私は申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された辞令リストから判断すると、申立人は、同社及びその系列会社に継続して勤務し（昭和48年6月7日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているものの、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、当初、昭和48年7月1日と記録されていたところ、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成23年6月14日付けで総務大臣から申立人の同僚の年金記録に係る苦情のあ

っせんが行われたことに伴い、同年6月7日に訂正されており、同社が申立期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成4年4月から同年9月までは32万円、同年10月から5年6月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年7月31日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低く記録されているので、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から同年9月までは32万円、同年10月から5年6月までは36万円と記録されていたところ、4年12月10日付けで、同年4月1日に遡って、18万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社の事業主についても、前述の申立人の標準報酬月額に係る減額訂正処理日と同じ日の平成4年12月10日付けで、2年10月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は既に死亡しているため、申立期間当時の事情などについて確認することができない上、申立期間に同社で被保険者であったことが確認できる同僚等からも、申立人の報酬月額が減額されたことをうかがわせる陳述を得ることはできない。

また、申立期間当時、A社の厚生年金保険料の滞納の事実について確認できる資料は残存していないものの、申立人が同社退職後に勤務したB社の事業主は、「当社がA社のC業務の権利を買い取り、そのC業務管理のために申立人に入社してもらったが、申立期間当時の同社の経営状況はかなり厳しいものであったと思う。」旨陳述している。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、同社の役員ではなかつ

たことが確認できる上、前述の二人の同僚は、「申立人は、D職であり、事務関係の仕事には一切関与していなかった。」旨陳述している。

加えて、申立人は、B社へ入社した経緯について、「A社の社長から、今までと同じ36万円の給料を約束するから、一緒にB社に移るように誘われた。」旨主張しているところ、同社の事業主は、「A社の社長と申立人の給料を決める話をした時、申立人には40万円の給料を支払っていたと言われ、もう少し低くするよう交渉したことを記憶している。」旨陳述しているところ、申立人の同社における被保険者資格の取得時の標準報酬月額が36万円であることが、オンライン記録により確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成4年12月10日付けで行われた申立人の標準報酬月額に係る減額訂正処理は、事実即したものと考えることは難しく、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に、当初届け出た標準報酬月額の記録から、同年4月から同年9月までは32万円、同年10月から5年6月までは36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年10月24日に訂正し、標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月21日から同年10月24日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和47年4月15日から関連会社のB社に出向する同年10月23日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員及び当時の社会保険事務担当者の「継続して勤務していたのだから、申立期間も厚生年金保険料は控除されていたと思う。」旨の陳述から判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和47年10月24日に、A社からB社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成19年11月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び社会保険責任者は既に死亡しているため、不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

大阪国民年金 事案 6375（事案 5897 及び 6220 の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 12 月に会社を退職後、国民年金に加入していなかったが、54 年又は 55 年頃に未納のお知らせが届いたので、妻と一緒に A 県 B 市役所へ出向き、国民年金に加入した。その時、職員から、過去 2 年分の未納期間の国民年金保険料を遡って納付するように言われたので、手元の現金を集めて、後日届いた納付書を私が市役所の国民年金担当の窓口を持参し、夫婦二人分の保険料を現金で一括して納付した。

当時の領収証書は、災害で濡れてしまったので処分し、証拠となるものは無く残念であるが、納付したことは間違いないので、申立期間に納付記録がないかよく調べてほしいとして、これまで 2 回にわたり年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、いずれも納付を認められなかった。

今回、申立内容は、前回と変わりがないが、申立期間の国民年金保険料の納付時の状況について更に詳しく述べると、国民年金に加入後、半年ぐらいたった時期に、B 市役所から郵送されてきた同市長印が押された納付書を、市役所年金課の担当窓口で私が持参し、夫婦二人分の保険料 18 万 800 円ぐらいを現金で一括して納付した。また、その時の納付書は、私の妻が所持する「国民年金保険料納入通知書兼領収書」（昭和 55 年 4 月から同年 6 月）と同一の様式で、保険料を納付後、国民年金課の担当者がその領収証書に印鑑（三文判のような小さな印鑑）を押した記憶がある。

また、災害の際に、領収証書等の処分を依頼した C 事業所の代表者から、処分時の状況等を記載してもらった「処分証明書」を提出するので、もう一度よく審議の上、判断してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 12 日付け及び 24 年 2 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、三度目の申立てに当たり、申立人は国民年金保険料の納付状況について、従前の主張に加えて、更に詳細に納付時の状況を陳述している。

なお、申立期間の国民年金保険料の納付場所についての主張は、従前と変わりがなく、市役所の国民年金担当の窓口であったとしている。

しかし、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 55 年 7 月当時において、申立期間の国民年金保険料は、現年度納付することができず、過年度保険料であることから、現年度保険料のみ取り扱っていたとする市の担当窓口で納付することができない上、申立人の妻も同期間は未納であり、申立人の今回の陳述においても、申立期間の保険料の納付をうかがわせる新たな事情等は、酌み取ることができない。

また、申立期間に係る領収証書を含む書類等の処分を申立人から依頼されたとする C 事業所の代表者から、その処分時の状況等を記した「処分証明書」が提出されているものの、同証明書には、申立期間における国民年金保険料の納付をうかがわせる事実を確認できる記述が無い上、当該代表者は、「処分を依頼された水濡れの書類の中に、国民年金保険料の領収書等があったかどうかは分からない。」と陳述している。

これら今回の申立内容は、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から平成 4 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成 13 年 4 月から 15 年 11 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月から平成 4 年 11 月まで
② 平成 13 年 4 月から 15 年 11 月まで

私は、時期は覚えていないが、父から私と兄の二人分の国民年金保険料を納付しておくからと聞いた記憶があるので、父が私の国民年金の加入手続を A 県 B 市役所で行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間①について、私は、国民年金保険料の納付と年金手帳の管理を父に任せていた。その父は、死亡しているので、申立期間①当時の事情を父に聞くことができないが、私たち兄弟の保険料を納付するために、B 市役所に出向く際は、私たちに伝えて出掛けたことを記憶している。

当時、同居していた兄は国民年金に加入し、申立期間①のうち一部の期間について、国民年金保険料を納付していた期間があることから、私の保険料も父が納付してくれていたはずである。

申立期間②について、未納期間となっているが、私は市役所職員に教えられたとおり、毎年 4 月に自身が B 市役所で国民年金保険料の免除申請を行った。窓口で手続書類の控えはもらえなかったが、名前までは覚えていないが男性職員に「手続しておきます。」と言われた。

申立期間①が未加入期間とされており、申立期間②が免除期間となっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、申立人が初めて国民年金被保険者の資格を取得したのは、C 社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した平成

11年7月25日で、同月から申請免除が開始されていることが確認できる。

申立期間①について、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、その父が申立人とその兄の国民年金保険料と一緒に、B市役所で納付してくれていたと申し立てしているところ、兄のオンライン記録を見ると、i) 兄の手帳記号番号の払出時期は、平成2年3月頃と推定され、昭和60年5月から63年3月までの保険料は未納であること、ii) 平成元年度の保険料は、市役所で納付することのできない過年度納付であること、iii) 収納年月日が確認できる4年度以降の保険料は、各月の納付日がほぼ一定であることから判断して、口座振替であると推認できることがそれぞれ確認できるが、これらのことは申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立内容のとおり、申立人の父が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を申立人の兄の分と一緒に納付するには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であることから、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間①は5年以上に及び、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録のみが連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、納付を担当したとされるその父は、既に亡くなっていることから、当時の事情は不明である。

申立期間②について、平成13年度から15年度までの3年度にわたり国民年金保険料が申請により免除されるには、制度上、少なくとも年度ごとに1回、合計3回の免除申請を行う必要があるが、申立人のオンライン記録を見ると、平成12年4月28日に免除申請を行って以降、免除申請を行った事跡は確認できず、行政機関が3年度連続して事務過誤を繰り返すとは考え難い。

また、申立期間②は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の免除事務等の記録管理の強化が一層図られている期間であり、申立期間②の記録管理が適切に行われていなかった可能性は極めて低い。

さらに、申立人の父が申立期間①について国民年金保険料を納付していたこと、及び申立期間②について保険料を免除されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに保険料の納付又は免除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間②の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月

「ねんきん特別便」を見たところ、昭和59年9月から61年3月までの期間が未加入となっていたが、59年9月の国民年金保険料の領収証書を保管していたので、年金事務所に相談に出向いた。ところが、国民年金の被保険者としての資格は、同年9月に喪失しており、当月の保険料は、還付処理されていると説明された。

ところで、昭和59年6月から同年9月までの4か月の国民年金保険料の納付日は、当該領収証書に記されているように、同年10月19日であり、私が国民年金被保険者としての資格を同年9月に喪失しているのであれば、この納付日の時点において、納付する必要のない同年9月の保険料を納付するはずはない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年9月に国民年金被保険者の資格を喪失する手続きを行った記憶はないと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄を見ると、52年2月1日に国民年金に任意加入し、59年9月13日に同資格を喪失したことが記されており、これらの記録は、当時に記された申立人に係る特殊台帳の記録及びオンライン記録とも一致していることから、申立人が当時、同年金手帳を市役所窓口を持参して、当該喪失手続きを行ったものと考えられる。

また、申立人は、昭和59年10月19日に同年6月から同年9月までの国民年金保険料を納付したことを示すA県B市発行の領収証書を所持しているところ、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間である同年9月の欄に、保険料の

納付済みを示す「納」の押印が二重線で消去され、その上段に「資格喪失」の押印があり、右横「摘要」欄には、「59.9 還付 6,220 円 59.12.5 No192」との事跡が確認できる。これは、同年9月の保険料が納付されたが、資格喪失のため、当該保険料6,220円について還付決議が行われ、同年12月5日に還付整理簿のナンバー192により還付が行われたことを記したものと推認できる上、これら一連の記録自体に特段不自然な点は認められないことから、申立期間の保険料については還付されたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料が還付されていないことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料が還付されていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から59年12月まで

私は昭和56年6月に会社を退職したので、国民年金の加入は義務だと思
い、その頃に私の国民年金の加入手続を行った。

加入後の国民年金保険料は、私が毎月郵便局の窓口で納付していたのに、
申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、申立人に係る
国民年金の加入手続時期は、昭和62年3月頃に行われたものと推認される。
この場合、申立期間は加入手続が行われるまで、国民年金の未加入期間であり、
制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、オンライン記録を見ると、申立期間直後の昭和60年1月から同年3
月までの国民年金保険料が、遡って納付されていることが確認できる
ところ、当該期間の保険料は、62年3月頃と推定される加入手続時点にお
いて、制度上、過年度納付が最大可能な分であることから、申立期間の
保険料は、当該納付時点において、時効により納付することができな
かったものとするのが自然である。

なお、制度上、被用者年金の被保険者としての資格を喪失した後、国民年金
に第1号被保険者として加入した場合におけるその資格取得日は、加入手
続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、直前の被用者
年金の被保険者としての資格を喪失した日とされており、申立人に係る
オンライン記録を見ると、申立人が初めて国民年金被保険者としての
資格を取得した日は、申立人がA共済組合の組合員としての資格を喪失
した昭和56年6月26日となっていることが確認できる。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、退職直後に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月遅滞なく納付するには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であることから、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人も年金手帳は、現在所持する1冊のみであると陳述している。

加えて、申立人は、加入手続の時期についてはよく覚えていないが、加入当初から、毎月納付書により郵便局の窓口で納付したとしているが、申立人の当時の住所地であるB県C市は、申立期間当時、郵便局窓口では国民年金保険料の収納を行っていないと回答していることから、申立人の主張は、当時における保険料の納付実態と一致しない。

このほか、申立期間は3年以上に及び、毎月納付したとする申立人の納付記録が、これほどの長期間にわたり連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年5月まで

昭和57年頃、母がA県B市役所に出向き、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

私が学校を卒業する昭和58年3月まで、母が私の年金手帳を管理して、親のお金で国民年金保険料を納付してくれており、同年4月に就職後は、母から年金手帳を受け取り、私の給料から保険料を母に手渡し、母が納付書を使用して、定期的にB市役所で納付してくれていた。

私は、昭和59年6月にC社に転職し、国民年金から厚生年金保険への切替手続をする時、勤務先の事務員に「国民年金手帳を持参するように。」と言われ、当時、所持していた私の国民年金手帳を提出した。手続完了後、その事務員は、「国民年金と厚生年金保険の番号が統一されるので、国民年金手帳はいらなくなる。」と言われ、私の同手帳については返却されなかった。

申立期間当時、国民年金手帳を管理し、国民年金保険料を納付したことは間違いないので、納付記録がないかもう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、平成19年6月22日に第1号・第3号被保険者の取得勧奨対象者とされており、同年10月29日に付加年金に加入すると同時に、同年4月から同年9月までの国民年金保険料を一括納付されていることが確認できるほか、申立人には、基礎年金番号制度が導入された9年1月以前に申立人の国民年金手帳記号番号が存在しないことから、申立人は第1号・第3号の取得勧奨を受けたことを契機に、初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人がD社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した19年4月1日まで遡って、国民年金の第1号被保険者の資格を取得

していることが確認できる。この場合、昭和 57 年頃、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたとする申立内容と符合せず、当時、申立人の国民年金手帳が発行されていたとは考え難い上、申立期間は、記録の上では公的年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の母親が、申立内容のとおり、昭和 57 年頃に加入手続を行い、申立人の国民年金手帳が発行されるとともに、申立期間の国民年金保険料を遅滞なく市役所で納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、当該手続及び納付を行ってくれていたとするその母親は、「納付書が届いていたら、納付していたはずである。」と陳述するのみで、当時の具体的な状況等について記憶が明確ではないとしていることから、加入手続及び納付状況については不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から44年5月まで

私がどのように国民年金の加入手続をしたのかは覚えていないが、A組織の人が「マス目の用紙」を持って自宅に集金に来て、国民年金保険料を支払うと、その用紙に押印していたことを覚えている。

国民年金保険料は、200円ないし300円ぐらいだったと思うが、定かではない。

私は、今まで国民年金保険料を納付しなかった期間は無いので、申立期間に納付記録が無いことは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の手帳記号番号に係る被保険者の記録から、昭和47年4月頃と推定される。

また、申立人が所持する昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料を、同年5月8日に納付したことを示す領収証書を見ると、同領収証書の国民年金手帳記号番号欄には、「新規」の文字が記載されていることが確認できることから、申立人に係る初めての手帳記号番号が払い出された時期は、この頃と推認できる。

さらに、申立人は、自身の国民年金手帳は1冊のみであると陳述しているところ、その所持する年金手帳を見ると、年金手帳には、「昭和47年6月1日発行 B県」と、年金手帳の被保険者資格取得欄には、直前の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日と同日である「昭和46年12月26日」とそれぞれ記載されていることが確認できることから、当該手帳の交付時点において、直前の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日まで遡って、初めて国民年金被保

険者の資格を取得したものと考えられる。この場合、申立期間は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人は、A組織が集金の時に持ってきた「マス目の用紙」に押印していたのを覚えていると陳述していることから、B県C市役所に照会し、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況を承知しているとする者から、当時の状況を聴取したところ、A組織員が加入者宅を戸別訪問し、集金簿に押印していた状況等を確認することができたものの、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料及び新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、それぞれ間違えられたことがあると、申立人が陳述する名前を含む各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)も無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月、同年4月、同年6月から14年1月までの期間、同年4月から同年8月までの期間及び15年7月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年3月及び同年4月
② 平成12年6月から14年1月まで
③ 平成14年4月から同年8月まで
④ 平成15年7月から17年3月まで

申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料は、時期は覚えていないが、自身がA県B市役所庁舎内の金融機関で、それぞれ1回当たり10万円までの金額を何回かまとめて納付した。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元妻それぞれのオンライン記録を見ると、申立期間①直前の平成12年1月、同年2月及び申立期間①直後の同年5月の国民年金保険料は、夫婦共にそれぞれ同年2月2日、同年3月15日及び同年6月2日に現年度納付されていることが確認できる。このことから、申立人及びその元妻の納付行動は、夫婦一緒であったものと考えられるところ、申立期間①は、元妻も未納期間である。

また、申立人の元妻のオンライン記録を見ると、申立人との婚姻期間中である申立期間②及び③も、元妻は未納期間である。

さらに、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間②直後の平成14年2月及び同年3月の国民年金保険料は16年3月に、また、申立期間③直後の14年9月から15年6月までの保険料は16年10月に、それぞれ過年度納付されていることが確認できるが、同年3月時点での申立期間②以前の期間及び同年10月時点での申立期間③以前の期間は、それぞれ徴収権時効の完成により、

制度上、保険料を納付することができない期間となる。

加えて、平成 14 年度以降の申立期間③及び④については、国民年金保険料の収納事務が市町村から社会保険事務所（当時）に切り替えられた後の期間であり、この収納事務を行っていない B 市役所庁舎内では保険料を納付することができない。

また、申立期間は、基礎年金番号が導入され、電算機による記録管理の強化が一層図られた平成 9 年 1 月以降の期間であり、金融機関を通じて機械的に処理される収納記録が、欠落する可能性は極めて低いと考えられる。

さらに、申立人は、まとめて 1 回当たり 10 万円以内の金額を納付したと陳述するものの、納付時期及び納付回数に関する具体的な記憶が定かではなく、申立期間の国民年金保険料を納付したとする事情を酌み取ることができない。

加えて、申立期間①、②、③及び④は、合計 48 か月と長期間であり、このような長期間にわたり、国民年金保険料の収納に係る事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、申立人に係る別の基礎年金番号の存在の可能性について、オンライン検索により氏名の別読み検索を行ったが、別の基礎年金番号の存在をうかがわず事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月、51年9月から同年12月までの期間、55年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年6月
② 昭和51年9月から同年12月まで
③ 昭和55年4月
④ 昭和55年5月

私の妻は几帳面^{きちょうめん}な性格だったので、私が会社を退職するたびに、妻が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

特に、申立期間②については、長男が生まれて間もない頃で、妻と子の3人でA県B市役所に出向き、国民健康保険の加入手続を行い、その後、続けて国民年金の加入手続を行い、市役所の年金担当窓口で国民年金保険料の1,400円を納付したことを覚えている。

私の国民年金の加入手続等を行ってくれた妻は、亡くなっており、詳しいことは不明であるが、国民年金保険料を納付していたのは間違いないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④は、i) 申立人の前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の記録及び申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿が作成された日等から、申立人の手帳記号番号の払出時期は、平成5年3月ないし同年4月頃と推認されること、ii) 申立人のオンライン記録を見ると、申立期間①、②、③及び④の各期間に係る国民年金被保険者としての資格取得及び資格喪失の記録が、同年4月30日にまとめて追加されていることが確認できることから、この記録の追加が行われるまでは、国民年金保険料を納付することができ

ない未加入期間であったと推認できる。

また、申立期間は、この記録の追加が行われた時点において、国民年金保険料の納付に係る時効が成立しており、遡って保険料を納付することもできない期間である。

なお、申立期間①、③及び④については、厚生年金保険被保険者資格を喪失した月中に、改めて厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、基礎年金制度の導入以前にあっては、制度上、厚生年金保険被保険者資格を喪失すれば、自動的に国民年金の強制加入者とみなすとされていたことから、未納期間となっているものであり、老齢基礎年金の計算の基礎となる加入期間としては、前後の期間に連続する期間である。

さらに、申立人は、加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、それらを担っていたとされるその妻は、既に亡くなっており、当時の加入及び納付の状況が不明である。

加えて、申立人が申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる各種の氏名検索を行ったが、申立人に係る別の手帳記号番号は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年2月までの期間、8年9月から9年8月までの期間及び10年10月から15年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月から7年2月まで
② 平成8年9月から9年8月まで
③ 平成10年10月から15年3月まで

平成6年12月にA社を退職した頃に、国民年金の加入手続を自身で行い、この間の国民年金保険料を毎月自身で納付していた。

再就職したA社を退職した平成8年9月から、B社に入社する直前の9年8月までの期間についても、自身で国民年金への再加入手続を行い、この間の国民年金保険料も毎月自身で納付していた。

平成10年10月にB社を退職したので、再び国民年金への切替手続を行い、最初の頃の国民年金保険料は、毎年送られてきた納付書により、毎月自身で納付していた。

その後、時期については定かではないが、知人から国民年金保険料の免除制度が有ることを教えられ、その時初めて市役所の窓口で全額免除の申請手続を行った。この免除申請を行った時、市役所の担当者から「既に納付した保険料を、遡って還付することもできますよ。」と教えられ、その還付手続を行い、私の口座に保険料を還付された記憶があるが、還付されたのは数年分で、全部は還付されないのだと思った記憶がある。

国民年金保険料の還付の手続を行った時期が、仮に平成13年又は14年頃で、3年間遡って保険料の返還を受けたとすると、この手続時期からして、申立期間①及び②に係る保険料は、還付の対象となっておらず、保険料は納付済みであるはずである。それなのに当該期間は、いずれも免除期間とされているので、各期間の納付記録についてよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、免除制度を初めて知った時期等について、平成10年10月以降に知人から知らされたと、申立て当初に陳述していたところ、申立人及びその妻に係るオンライン記録を見ると、夫婦共に、申立人がA社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失した翌月の7年1月12日付けで、6年12月を始期とする免除が承認されていることが確認できる。

また、これら夫婦一緒の免除となっている記録のことを申立人に告げたところ、申立人は、「妻の免除申請手続がされているのであれば、それは私が行ったのでしょう。」と陳述している。

さらに、申立人に係るオンライン記録を見ると、その妻の死後の平成8年10月30日及び9年4月15日にも免除申請を行っていることが確認できるところ、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したと陳述するものの、ほかに何一つ、保険料納付に係る具体的な陳述は得られない。

次に、申立期間③について、申立人に係るオンライン記録を見ると、B社を退職した翌月の平成10年11月30日に、同年10月から11年3月までの期間の免除申請を、またこれ以降、毎年、各年度当初に1年間の免除申請をそれぞれ行っていることが確認できる。

また、申立人は、免除申請の承認により、それまでに納付していた国民年金保険料のうち、数年間分を還付された記憶があると陳述しているが、免除申請の場合、年度を遡って免除が承認されることはなく、申立人の陳述は、免除制度の実態と符合しない上、申立人の求めにより、申立人が指定する預金口座番号に係る流動性預金明細表を調査したが、当該保険料の還付に係る記録は見当たらない。

さらに、申立期間①、②及び③は、合計5年9月と長期間であるほか、各期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無い。

加えて、申立期間②のうちの一部の期間及び申立期間③は、基礎年金番号制度が導入され、機械化による記録管理の一層の強化が図られた平成9年1月以降の期間であり、金融機関を通じて毎月納付したとする申立人の国民年金保険料の納付記録が、複数回連続して欠落する可能性は、極めて低いと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年8月及び同年9月
申立期間に係る手続等は、一切、私の妻に任せていた。

その妻は、私の就職先が決まった平成10年10月以降に、自身の第3号被保険者の手続を行ったが、その際、国民年金保険料の未納期間があるとA県B市の窓口の職員に言われたので、自身の手続に併せて、私たち夫婦に係る申立期間の保険料として2万数千円を、同市窓口で納付したとしている。

また、妻は、以前にも私が失業していた期間に係る国民年金保険料を納付したことを覚えていたので、今回の手続には現金を持参していたとしている。

以前の失業期間の国民年金保険料については、納付とされており、その際の手続及び保険料納付を経験している私の妻が、今回の申立期間に係る手続等を間違えたとは思えないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、夫婦の国民年金保険料を納付したと陳述するものの、申立人の国民年金の加入手続を行った記憶はないと陳述している。

また、申立人に係るオンライン記録を見ると、平成12年6月8日に納付書が作成された事跡が確認でき、この納付書は申立人の納付記録から、申立期間の未納に係る過年度納付書と考えられ、この納付書の発行時点において、申立期間は未納であったと考えられる。

さらに、申立人の妻は、申立人の再就職が決まったことから、B市役所で国民年金第3号被保険者の手続と一緒に、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと陳述しているが、その陳述する保険料額は、当時の保険料額と大きく異なっている。

このほか、申立期間は、基礎年金番号制が導入され、記録管理の一層の強化

が図られている平成9年1月以降の申立てであり、オンライン記録を見ると、申立人の妻が国民年金第3号被保険者の手続を行った事跡が確認できる一方、この手続に併せて市役所の窓口で納付したとする申立人夫婦の納付記録だけが、欠落する可能性は低いと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月及び同年9月

私は、平成10年6月又は同年7月に夫の勤めていた会社が倒産したが、夫がその後しばらくの間、同社に出勤していたこともあり、失業時期が定かではなかったが、夫の次の就職先が決まった同年10月以降に、国民年金第3号被保険者の手続をA県B市役所で行った。

この手続の際、B市の窓口の職員から、国民年金保険料の未納期間があると言われたので、手続に併せて申立期間の保険料を、市役所窓口で納付した。

その時に納付した額は、夫婦二人分で2万数千円だったと思うが、私は、これ以前にも夫の転職に伴う国民年金の届出手続を行った際に、夫が就職するまでの間の国民年金保険料を納付するように職員から言われたことを覚えていたので、今回は現金を持参していた。

私は、当時の窓口において、夫の失業による国民年金保険料の免除とかないのかを尋ねたところ、「ない。」と言われたことを覚えている。当時の市役所でのやり取りまで覚えているので、申立期間の保険料を納付した記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金第3号被保険者の手続時に、B市役所の窓口で国民年金保険料を納付したとしている。

そこで、申立人がその手続時に提出した「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認届書」を見ると、平成10年11月27日にB市役所において受け付けられていることが確認できる。この場合、申立人は、その手続を行うまでは、国民年金の第3号被保険者のままであったと推認されることから、事前に、国民年金保険料を納付するための納付書が発行されていることは無く、ま

た、同市は納付書の発行を業者委託しており、納期限間近である等の特別な事情がない限り、同市の窓口で納付書を発行することは無いとしている。

このことから国民年金第3号被保険者の手続時に、国民年金保険料を納付したと申立人が陳述するその日は、申立人の手元に納付書が無く、申立人は保険料を納付することができず、このことは申立人の陳述内容と符合しない。

また、申立人に係るオンライン記録を見ると、平成12年6月8日に過年度納付書が作成された事跡が確認でき、この納付書は申立人の納付記録から判断して、申立期間の未納に係る過年度納付書と考えられ、この納付書の発行時点において申立期間は未納であったと推認される。

さらに、申立人は、「平成12年頃に納付書が送られてきたように思うが、夫の婚姻前の未納に係る納付書だと思って、中身を確認せずに処分したと思う。」と陳述しているところ、この納付書が作成された平成12年6月8日時点において、オンライン記録上の申立人の夫の住所地は、申立人が陳述する夫婦の実際の住所地とは異なっていたことが確認できることから判断して、申立人の夫の納付書が届いたとは考え難く、申立人がその夫のものと思って処分したと陳述する納付書は、申立人に係るものである可能性が高い。

加えて、申立人が納付したと陳述する申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料額は、当時の実際の保険料額と大きく異なっている。

このほか、申立期間は基礎年金番号制が導入され、記録管理の一層の強化が図られた平成9年1月以降の申立てであり、オンライン記録を見ると、申立人が国民年金第3号被保険者の手続を行った事跡が確認できる一方、この手続と併せて市役所の窓口で納付したとする夫婦の納付記録だけが、欠落する可能性は低いと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 1 月まで

私は、昭和 56 年 3 月に夫婦で国民年金に加入してから、ずっと国民年金保険料を納付してきた。夫が就職し、厚生年金保険に加入した際には、市役所の人から「このまま入って納めておいた方がよい。」と言われ、当時の保険料額も数千円と無理なく支払える金額だったので、そのまま支払を続けた。

昭和 61 年 2 月に就職して厚生年金保険に加入するまで、ずっと国民年金保険料の支払を続けており、国民年金の資格を喪失する手続きを行った記憶がないので、申立期間が未加入期間とされていることには納得できない。調査の上、私の年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 3 月に夫婦で国民年金に加入し、その夫が厚生年金保険被保険者としての資格を取得した 57 年 2 月以降も加入を続け、自身が就職し、厚生年金保険被保険者としての資格を取得する 61 年 2 月まで、国民年金保険料を納付しており、この間に国民年金の資格喪失に係る手続きを行った記憶がないとしている。

しかし、申立人に係る A 県 B 市の国民年金被保険者名簿を見ると、国民年金の任意加入被保険者としての資格を取得した年月日は昭和 57 年 2 月 1 日、この資格を喪失した年月日は 59 年 4 月 28 日、またその後、国民年金の強制加入被保険者としての資格を取得した年月日が 62 年 7 月 26 日と、それぞれ記されていることが確認できる。この場合、上述の国民年金の任意加入被保険者としての資格喪失日である 59 年 4 月 28 日から、申立期間を含む国民年金の強制加入被保険者としての資格を取得する 62 年 7 月 26 日までは、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（１）」欄を見ると、昭和 57 年 2 月 1 日に取得した任意加入被保険者に係る資格を喪失した年月日は、59 年 4 月 27 日、またその後、国民年金の強制加入被保険者としての資格を取得した年月日が 62 年 7 月 26 日と、それぞれ記されていることが確認でき、この手帳と B 市の国民年金被保険者名簿の双方の記載内容は、任意加入被保険者資格の喪失日に 1 日の相違があるものの喪失月は同じであり、ほかに、双方に記されている資格の得喪に係る記録には、特に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から10年7月までの期間、12年4月から13年7月までの期間及び14年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月から10年7月まで
② 平成12年4月から13年7月まで
③ 平成14年2月から同年4月まで

申立期間①について、平成8年3月から留学することになったので、両親又は私のどちらかがA県B市役所において、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の免除申請をそれぞれ行ったはずである。

また、留学から帰国後すぐの平成9年3月頃に、国民年金の再加入手続をB市役所において自身が行ったと思う。

これらの加入手続及び納付した当時の保険料額は覚えていないが、国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間①は未納であるはずがない。

申立期間②及び③について、私は会社を退職するたびに、B市役所で国民年金の加入手続を行い、自身で国民年金保険料を納付したはずである。これらが未納期間となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持する自身の年金手帳は1冊のみで、その手帳の色は青色であると陳述している。

ところで、青色の年金手帳は、平成9年1月以降から発行が始められたもので、申立人が国民年金の加入手続を行ったと申し立てている8年3月頃には、実在していないものである。

また、申立人が所持する年金手帳の交付年月日欄を見ると、平成10年9月3日と記されていることが確認でき、この年金手帳は、同年8月1日を厚生年金保険被保険者の資格取得日として、同年9月3日付けで交付されたもの

とみなせることから、申立期間①は、制度上、国民年金保険料を納付することができない未加入期間であると推認できる。

さらに、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立期間②及び③の各申立終期後の時点で、「第1・3号被保険者取得勸奨」が行われた事跡が確認できることから、申立期間②及び③は、それぞれ当該勸奨が行われた時点において、国民年金の加入手続が行われておらず、制度上、国民年金保険料を納付することができない未加入期間であったと推認できる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号及び基礎年金番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる各種の氏名検索を行ったが、申立人に係る別の手帳記号番号及び基礎年金番号は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から48年3月まで

昭和46年3月頃に、当時住み込みで勤務していたA県B市のC社に、国民年金の加入案内が届いたので、私が同市役所に出向き加入手続を行った。

加入手続後、私がB市役所に出向いて国民年金保険料を納付すると、年金手帳に印を押してもらったことを覚えている。

その後、B市からD県E市F区、同市G区及び同市F区へと転居する都度、自身で区役所に出向いて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、昭和52年に結婚するまでは、全て自身で各区役所に出向き、納付書により定期的に納付していた。

年金の記録照会票を見ると、申立期間を含む昭和47年1月から49年6月までの国民年金保険料が未納とされていたが、私が所持する国民年金手帳に領収証書が貼付してあったため、当該期間のうち、領収証書のあった48年4月から49年6月までの期間が、平成23年7月7日に未納から納付済みに記録が訂正されたものの、領収証書の無い期間については、記録の訂正ができないと言われた。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、記録が訂正された期間と同様に、申立期間の記録も抜け落ちているはずであり、未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

B市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金の加入後から申立期間直前の国民年金保険料の納付日は、当時の住み込み先の事業主夫婦と全て一致しており、また、当時の同市における保険料収納は、集金人による3か月ごとの印紙検認が通例であることを踏まえると、申

立人の保険料は事業主夫婦と一緒に集金人に納付されていた可能性が高いものと考えられる。

しかし、事業主夫婦の昭和47年1月から同年3月まで（申立期間の始期）の国民年金保険料の納付日は、申立人がE市F区へ転出した3日後の同年同月9日であり、当該期間については、B市では納付できなかった可能性が否定できない。

また、申立人は、「昭和47年3月にB市からE市F区、48年頃に同区からG区、結婚した52年3月に再びF区に転居した都度、国民年金法上の住所変更手続も行った。」としているものの、i) E市F区保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿は、その様式から昭和48年度以降に作成されたものであること、ii) 特殊台帳の住所変更欄を見ると、B市を管轄するH社会保険事務所（当時）からE市F区を管轄するI社会保険事務所（当時）への台帳移管は、昭和49年1月26日に行われていること、iii) 国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、G区において、48年9月20日に申立人に対して、既にB市で払い出されていた国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出され、その後49年5月10日に重複取消しされていることなどからみて、同市からE市F区への転居時には、国民年金法上の住所変更手続は行われず、その後の同市G区への転居の際に、初めて行われたものと考えられる。

したがって、申立人は、B市からE市F区へ転居してから、同市G区に転居するまでの間においては、国民年金保険料を現年度納付することはできなかったものとするのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料について、上記のE市G区で払い出された国民年金手帳記号番号により、過年度納付することは可能であるものの、申立人は、市役所又は区役所において現年度納付したと主張するのみで、過年度納付をうかがわせる事情は認められない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取るうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月まで
ねんきん定期便を見ると、私には、国民年金保険料の未納期間があることが分かった。

私は、厚生年金保険適用事業所に就職した昭和 60 年 2 月までの国民年金のことは分からないが、母親から、i) 53 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったこと、ii) 加入後は、自分たち夫婦の国民年金保険料と一緒に納付していたこと、iii) 当初は 3 人分の保険料を定期的に集金人に納付していたが、56 年 4 月からは、父親名義の銀行預金から口座振替を開始したことを聞いている。

申立期間の国民年金保険料は、両親も納付済みとなっているのに、私の分が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 4 月に、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、集金人に納付してくれたはずであるとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号に係る被保険者の記録から、昭和 56 年 7 月頃に払い出されていることが確認でき、申立ての加入手続時期とは符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、時効により納付することができず、54 年 1 月から 56 年 3 月までの保険料については、過年度保険料となるため、集金人に納付することはできない。

さらに、申立人及びその両親に係る国民年金保険料の口座振替の開始時期

について、A県B市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、両親は申立期間より前の昭和50年10月から口座振替を行っていることが確認でき（申立人の申出日は、昭和58年1月）、加入当初の時期は、申立人の母親が、自分たち夫婦の保険料と一緒に3人分の保険料を、集金人に納付したとする陳述は不自然である。

加えて、申立人の母親も、申立人の加入手続を行った時期について明確な記憶はないとしている。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6390 (事案 2175 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から54年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から54年8月まで

昭和49年6月にA社を退職後、B県C市役所へ赴き、国民年金の加入手続を行った。その際、以後の年金について相談し、加入期間を試算してもらった資料が今も残っている。

昭和50年2月に法人を設立したが、一人のみであったので厚生年金保険には加入せず、54年9月に厚生年金保険に加入するまでは国民年金に加入していた。

申立期間の国民年金保険料については、妻と顧問税理士に任せていたので、保険料の納付に関する細かい記憶はないが、確かに国民年金に加入し、保険料を納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

以上を年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、平成21年3月23日付けで認められないとの通知を受けた。

しかし、その後、当時の資料を探したところ、申立期間当時に、自身の氏名の読みを「D」から「E」に変更している資料を見つけ、当時、氏名の使い分けをしていたことを思い出した。当該資料を提出するので、改めて「E」の名前で記録を調べてほしい。

また、当該第三者委員会の調査員とのヒアリングにおいて、前回の非あつせん通知文の申立内容に事実と違う点があることに気付いたので、以下のとおり申立内容を変更したい。

- i) 昭和45年2月にF社を退職後、H社に勤務する知人の指導により、自身でC市役所に出向き、国民年金の加入手続を行った。
- ii) 加入後の国民年金保険料も、私がC市役所又は自宅に来た集金人に納付した。納付すると、年金手帳に印を押してもらったことを覚えている。

iii) 昭和 49 年 6 月から個人で G 社を立ち上げ、50 年 2 月に法人化して、しばらくは国民年金に加入していなかった。しかし、特例納付制度の案内が自宅に届き、前述の知人の指導もあり、C 市役所に出向き加入手続を行った。その際、試算資料を作成してくれたので、同制度を利用して遡って国民年金保険料を一括して納付したはずである。

iv) 正確な期間は覚えていないが、申立期間のうち、昭和 49 年 6 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、自身で 10 数万円を一括して納付したはずであり、また、同年 4 月から 54 年 8 月までの保険料については、私は関与していないが、妻又は自身の会社に勤務する経理担当者が納付してくれたはずである。

以上のことから、申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和 49 年 6 月に A 社を退職後、国民年金の加入手続を行い、54 年 9 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、国民年金保険料を納付していたとしているが、特殊台帳を見ると、申立人の国民年金被保険者資格は、45 年 3 月 1 日に取得、46 年 12 月 26 日に喪失となっており、以後、再取得した形跡は見当たらないこと、ii) 申立人が所持している国民年金手帳を見ても、同様の資格の取得日及び喪失日となっていることから、申立期間は未加入期間となっていること、iii) 同時に保険料を納付していたとする申立人の妻の特殊台帳を見ても、国民年金被保険者資格の取得及び喪失は申立人と同日となっており、申立期間に係る期間について、同様に未加入期間となっていること、iv) 申立人は保険料の納付について、「妻及び顧問税理士に任せていたために、保険料の納付に関する細かい記憶はない。」としていることから、具体的な納付状況等が不明であること、v) 別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる形跡は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 23 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たり、「給与支払事務所等の開設届出書」及び「法人・源泉徴収義務者の異動等届出書」を新たな資料として提出しているが、当該資料は税務に関する届出書であり、国民年金とは直接の関係はない。

一方、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金法上の氏名変更は、平成 13 年 2 月 * 日とされており、それ以前の当該期間については、「D」のま

まであり、また、申立人に係る特殊台帳を見ても、氏名変更の事跡は確認できない。

また、申立人は、前回の申立内容に事実と違う点があることに気付き、申立期間のうち、昭和49年6月から53年3月までの国民年金保険料については、C市役所で作成されたとする試算資料に基づいて、自身が特例納付及び過年度納付により一括して納付し、一方、同年4月から54年8月までの保険料については、申立人の妻又は自身の会社の経理担当者が納付していたと申立内容を変更している。

しかし、申立人は、申立期間のうち、昭和49年6月から53年3月までの期間の特例納付について、一括して納付した納付書の形状及び納付場所についての具体的な陳述は無く、特例納付に係る状況を確認することはできない。

また、オンライン記録を見ると、試算資料に記載されている昭和45年4月から53年3月までの期間のうち、45年4月から46年11月までの国民年金保険料は納付済みであり、また、同年12月から48年1月までの期間及び同年5月から49年5月までの期間は、厚生年金保険被保険者期間であることが確認できることから、試算資料の作成時点においては、過去の保険料納付済期間及び厚生年金保険被保険者期間の状況が把握されていなかったものと考えられ、申立人に対して、試算資料に記載されている期間のうち、申立人が主張する同年6月から53年3月までの期間のみの納付書が発行されたとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年8月までの国民年金保険料の納付には関与しておらず、また、それを担っていたとする申立人の妻への事情の聴取は行わないでほしいとしており、一方、自身の会社の経理担当者については、連絡先を知らないとしており、当該期間の保険料の納付の状況を確認することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、改めて、オンライン記録により各種の氏名（Eを含む。）検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらのことから、申立人が提出した申立期間に係る新たな資料及び陳述からは、当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から同年11月まで

昭和52年3月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行った記憶は明確ではないが、同年6月頃までにA県B市の実家に国民年金保険料の納付書が届いたことを覚えている。

その納付書を持って、昭和52年6月頃に、C郵便局で納付した際、局員からまとめて納付すれば割引があるので、一括で納付することを勧められたように記憶している。

結婚してA県D市に転居した後も、転居先に納付書が届いたので引き続き納付した。結婚後の転居先に納付書が届いたということは、結婚前に既に加算していたからだと思う。

申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年6月頃に、B市の実家に届いた納付書で、申立期間の国民年金保険料を納付したとしている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の住所地であるD市において払い出されており、また、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳を見ても、申立人は、結婚後の昭和52年12月14日を任意加入被保険者資格の取得日として、国民年金に加入していることが確認でき、任意加入の場合、加入日と被保険者資格の取得日は一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、申立期間の国民年金保険料は納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと陳述するのみで、B市役所での国民年金の加入手続及び年金手帳の交付並びに送付された保険

料納付書の様式などについての記憶は明確ではない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

私たち夫婦は、昭和47年1月に結婚した後、同年4月にA県B市役所で転入手続を行った。私はそれ以前に既に国民年金に加入していたが、妻は、転入手続と同時に国民年金の加入手続を行った。

その後、送られてきた納付書で、妻が昭和47年4月以降の夫婦二人分の国民年金保険料を、定期的にB市役所で納付してきたので、申立期間が未納期間とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をB市役所で納付書により納付していたとしているが、申立期間当時の同市における保険料の収納は、i) 昭和48年3月までは、集金人の戸別訪問による国民年金手帳への印紙検認方式、ii) 同年4月から50年6月までは、集金人の戸別訪問による領収書交付方式、iii) 同年7月からは、金融機関での納付書による自主納付方式が通例であり、申立期間のうち、同年6月以前については、申立内容と符合しない。

また、上記のとおり、制度上、昭和48年3月までの国民年金保険料の収納は、国民年金手帳への印紙検認方式であったが、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和47年度から記録欄はあるものの、国民年金印紙検認台紙は切り離されず、印紙の貼付及び検認印も確認できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6393

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

私たち夫婦は、昭和47年1月に結婚した後、同年4月にA県B市役所で転入手続を行った。夫は既に国民年金に加入していたので、私だけ転入手続と同時に国民年金の加入手続も行った。

その後、送られてきた納付書で、私が昭和47年4月以降の夫婦二人分の保険料を定期的にB市役所で納付してきたので、申立期間が未納期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をB市役所で納付書により納付していたとしているが、申立期間当時の同市における保険料の収納は、i) 昭和48年3月までは、集金人の戸別訪問による国民年金手帳への印紙検認方式、ii) 同年4月から50年6月までは、集金人の戸別訪問による領収書交付方式、iii) 同年7月からは、金融機関での納付書による自主納付方式が通例であり、申立期間のうち、同年6月以前については、申立内容と符合しない。

また、上記のとおり、制度上、昭和48年3月までの国民年金保険料の収納は、国民年金手帳への印紙検認方式であったが、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和47年度から記録欄はあるものの、国民年金印紙検認台紙は切り離されず、印紙の貼付及び検認印も確認できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から61年3月まで

私は、会社の総務担当者及び両親から、退職後の国民年金への加入を勧められていたので、昭和53年5月の結婚後に国民年金に加入した。

加入後の国民年金保険料については、送付されてきた納付書で、私又は夫が、自宅近くの郵便局又は銀行で納付していた。

私は、昭和54年1月から、夫の転勤により海外に行くことになり、その間については国民年金保険料の納付をしていなかったが、帰国後の56年2月から保険料の納付を再開した。

昭和62年6月に再び夫の転勤で海外に行くまでは、転居も無く、夫の収入及び資産も十分あり、この間の国民年金保険料の納付をやめる理由及び手続の記憶もないので、申立期間の保険料が納付済みとされていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA県B市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和56年2月13日付けで国民年金任意加入被保険者の資格を取得している一方、59年3月23日付けで同資格を喪失しており、その後は、61年4月1日付けで第3号被保険者資格を取得していることが確認でき、これらの記録は、申立人が所持する年金手帳記載の国民年金被保険者資格の得喪記録とも一致していることから、申立期間については、国民年金の任意未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、B市保存の申立人に係る国民年金保険料収納状況表を見ると、申立期間の始期である昭和59年3月の保険料については、同年1月及び同年2月の保険料とともに、同年3月27日に同市が収納していることが確認できるが、

上記のとおり、申立人は同年同月 23 日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を喪失していることにより、同年 6 月 11 日に還付されていることが、同市保存の申立人に係る国民年金被保険名簿及び C 社会保険事務所（当時）保存の還付整理簿から確認できる。

さらに、昭和 61 年 4 月から第 3 号被保険者制度が開始されたが、当時、国民年金の任意加入被保険者が第 3 号被保険者への種別変更を行うためには、60 年 8 月 31 日時点で国民年金に任意加入している被保険者に対して、社会保険庁（当時）が送付する「任意加入被保険者現況届書」を、61 年 1 月 31 日までに市町村へ提出することとされていた一方、一旦、任意加入被保険者資格を喪失している被保険者の場合は、改めて第 3 号被保険者としての手続を行う必要があるため、種別変更処理については遅れることとなる。

しかし、申立人の第 3 号被保険者に係る手続については、昭和 62 年 5 月 7 日に届出を行っていることが、B 市保存の「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第 3 号被保険者該当）届書」の控えにより確認でき、第 3 号被保険者への種別変更処理は、同年 6 月 11 日に行われていることがオンライン記録により確認できる上、申立人は、「任意加入被保険者現況届書」が送付された記憶はないと陳述していることなどを踏まえると、申立人は、申立期間について、国民年金の任意加入被保険者資格を喪失していたものとするのが自然である。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和15年6月1日から24年6月6日まで

夫の船員保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社のB船に乗って勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

夫は、昭和14年頃からA社の所有するB船に、C職として乗っていたことは間違いないので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社(前身事業所は、D社)は、昭和24年6月6日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社は、「申立人の人事記録等が残っていないが、申立人の資料としてB船の職員名簿が残っており、申立人の氏名は確認できるものの、採用日及び解職日の記載が無いため、勤務期間は不明である。また、B船の建造日等が記載された資料等も残っていない。」と回答している上、当時の事業主も、既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び船員保険料控除の状況は確認できない。

さらに、D社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和24年6月6日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員二人は、既に死亡しているため、申立期間当時の当該事業所における船員保険の取扱い等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から 20 年 12 月 26 日まで
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。
全てではないが、給与支給明細表を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された給与支給明細表を見ると、申立期間のうち、平成 16 年 6 月及び 19 年 1 月から同年 11 月までの期間については、給与支給明細表において確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが認められる。

また、B市税事務所から提出された平成 14 年 1 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間に係る市民税・県民税所得回答書において確認できる社会保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ符合する。

さらに、申立期間において、被保険者記録が有る同職種の元同僚二人から提出された申立期間の一部に係る給与支給明細表によると、当該二人の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額も、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ

符合している。

加えて、オンライン記録において、申立期間に係る申立人の標準報酬月額に遡及して訂正された形跡は見られない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 10 日から 40 年 2 月 1 日まで
② 昭和 40 年 4 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 12 月 30 日から 41 年 1 月 11 日まで
④ 昭和 41 年 6 月 23 日から 42 年 6 月 12 日まで

年金事務所の記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月に就職して以降、継続して働いており、失業保険を受給したことも無いにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

勤務した時期、期間及び順番は定かでないが、申立期間①、②、③又は④に、A社、B社、C業種事業所（D社（現在は、E社）、F社（現在は、G社）又はH社（現在は、G社）のいずれか）及びI地区内のJ業種事業所（名称不明）、そして、申立期間④に、K社、L社（現在は、M社）及びN社（現在は、O社）で働いていた。

給与明細書等は保管していないが、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び④のうち、A社に係る期間について、申立人は、「3か月間ほど、小規模商社であるA社に勤務し、P業務を担当していた。」としているが、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、申立人が勤務したとする事業所を特定することはできず、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除等を確認することができない。

また、商業登記の記録により、業種及び所在地が申立人の陳述と符合するA社（現在は、Q社）という事業所が確認できることから、当該事業所において、申立期間①、②、③又は④に厚生年金保険被保険者記録が確認できる

元従業員 22 人に照会し、うち 13 人から回答を得たが、「申立人を記憶している。」という陳述を得ることはできなかった。

さらに、雇用保険の加入記録は確認できない上、Q社の事業主は、「当時の資料は何も残っていない。」としており、申立内容を確認できる資料等を得ることはできない。

- 2 申立期間①、②、③及び④のうち、B社に係る期間について、申立人は、「1 か月ないし 2 か月間勤務し、R業務などをしていた。」と陳述している。

しかし、B社は、「B社が厚生年金保険適用事業所となった日（昭和 37 年 4 月 1 日）以降の被保険者の記録を全て保管しているが、その中に申立人の記録は見当たらない。」と回答している。

また、雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除等を確認することができない。

さらに、B社で申立期間①、②、③又は④に厚生年金保険被保険者記録のある元従業員 31 人に照会し、回答のあった 15 人（生協食堂で勤務していたとする者 9 人を含む。）からは、「申立人を記憶している。」という陳述を得ることはできなかった。

- 3 申立期間①、②、③及び④のうち、C業種事業所に係る期間について、申立人は、「社名を記憶していないが、D社、F社又はH社に 1 か月ほど勤務した。」と陳述している。

しかし、E社は「申立人の在籍を確認できない。」、S健康保険組合は「昭和 60 年以前の資格喪失者については、検索不可能である。」、G社は「申立期間の資料が残存していないので、確認できない。」、T健康保険組合は「保管期間超過のため確認できない。」と回答している。

また、雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人は事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、申立人が勤務したとする事業所を特定することはできず、これらの者から申立人の申立期間①、②、③及び④における勤務状況及び保険料控除について確認することはできない。

- 4 申立期間①、②、③及び④のうち、I地区内のJ業種事業所に係る期間について、申立人は、「1 か月ほど勤務したが、事業所名は記憶していない。

I地区内には、数軒のJ業種事業所があった。」と陳述している。

しかし、雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人は、事業主及び同僚を記憶していないため、申立人が勤務したとする事業所を特定することはできず、これらの者から申立人の申立期間①、②、③及び④における勤務状況及び保険料控除について確認することはできない。

- 5 申立期間④のうち、K社に係る期間について、申立人は、「6 か月間ほど、U業務をしていた。同社在職中の昭和 42 年 1 月に結婚し、上司から祝電をもらった。」としているところ、申立人提出の祝電の差出人及び申立人が記

憶する同僚の氏名が、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、K社は、昭和60年9月26日に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在が明らかでなく、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、複数の元従業員が、「U業務従事者は出入りが激しく、給与は歩合制で、固定給ではなかった。U業務従事者については、全員を厚生年金保険に加入させなかったと思う。」と陳述していることから、K社では、申立期間④当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、複数の元従業員が、「およそ3か月の試用期間があった。」と回答しているところ、当該試用期間に厚生年金保険料を控除されたという陳述を得ることはできなかった。

- 6 申立期間④のうち、L社に係る期間について、申立人及びその妻は、「結婚後に入社した。1か月ないし2か月間、V業務をしていた。」と陳述している。

しかし、雇用保険の加入記録は確認できない上、M社は、「申立人の在籍は確認できない。」と回答している。

また、L社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間④に被保険者記録が確認できる元従業員24人に照会し、うち15人から回答を得たが、いずれの者からも「申立人を記憶している。」という陳述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時、L社において総務事務を担当していたとする者は、「V業務時従事者には3か月ないし4か月の試用期間があった。また、厚生年金保険に加入させていない従業員から保険料を控除することはなかった。」と回答している。

- 7 申立期間④のうち、N社に係る期間について、申立人は、「1か月ないし2か月間、W市内にあったN社で、X業務をしていた。」と陳述している。

しかし、オンライン記録及び商業登記の記録により、N社はX市に所在していたことが確認できることから、申立人の陳述と符合しない上、雇用保険の加入記録も確認できない。

また、N社と名称が類似し、所在地もW市内であるO社Y事務所という事業所が確認できることから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間④に被保険者記録が確認できる11人に照会し、うち8人から回答を得たが、8人全員が「申立人を記憶しておらず、O社はX業務を行っていなかった。」と回答している。

さらに、O社人事部は、「申立人の申立期間④における勤務実態及び保険

料控除等について調査したが、当時の状況を確認することはできない。」とし、Z健康保険組合は、「記録の保管期間経過のため確認できない。」と回答している。

- 8 申立人は、給与明細書等を所持しておらず、このほかに、申立人が、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 3 日から 39 年 12 月 25 日まで
② 昭和 42 年 1 月 17 日から同年 5 月 16 日まで

年金の裁定請求時、社会保険事務所（当時）で、申立期間については脱退手当金支給済みと説明されたが、ずっと納得できなかった。

脱退手当金を受け取った覚えはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録により、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4年後の昭和46年6月15日に、支給決定されていることが確認できるところ、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人に係る記号番号については、同年4月に重複整理の手続が取られたことが記録されており、申立期間に係る脱退手当金が当該手続の2か月後に支給決定されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求にあわせて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、B社及びA社を管轄する社会保険事務所は異なっている上、申立人は、「B社で働いていたことは、自身以外誰も知らなかったと思う。」と陳述していることを踏まえると、当該重複取消し処理が申立人の関与なしに行われた事情はうかがえない。

さらに、申立人のA社に係る前述の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「46 脱」の印が押されているとともに、申立期間に係る脱退手当

金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないか
えない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手
当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申
立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 60 年 12 月まで

私は、昭和 59 年 6 月から 60 年 1 月頃まで、A 社（現在は、B 社）C 支店に家族 5 人で住み込み、D 業務に従事していた。

会社の指示により、A 社 C 支店から同社 E 支店に異動した直後の昭和 60 年 1 月頃、事故に遭い、負傷したため入院した。

昭和 60 年 12 月に退院した時、上司から雇用を継続できないので、部屋を明け渡すようにと退職勧告を受けたため、同社を退職し、F 市へ転居したが、収入がなくなったので生活保護を受けた。

申立期間に A 社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻に係る国民年金被保険者台帳の記録及び申立人の同僚の陳述から、期間の終期は特定できないが、申立人は、昭和 59 年 6 月から A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主及び申立人の上司（取締役）は、いずれも既に亡くなっているため事情照会できない上、別の取締役は、「私は、申立人が勤務した A 社 C 支店及び同社 E 支店とは別の同社支店の責任者だったので、申立人の給与及び保険料控除額については、全く分からない。」旨回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できない。

また、B 社は、「申立期間当時の資料は、既に廃棄しているため詳細は不明だが、住み込みで勤務していたとしても、雇用条件は従業員ごとに違うので、必ずしも厚生年金保険に加入していたとは限らない。」旨回答しているところ、

申立人と同様にA社C支店に住み込みで勤務し、D業務に従事していたとする上述の同僚は、自身が記憶する入社日の約1年5か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得している。また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、所在判明者55人に文書照会したところ、回答者23人のうち、i) 1人は、「当時は、従業員の出入りが激しかったので、会社としては入社後、しばらく様子を見てから厚生年金保険に加入させていたと思う。」旨陳述しているおり、当該元従業員は、自身が記憶する入社日の約2年5か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していること、ii) 別の1人は、申立人が勤務した同社C支店の従業員を記憶しているものの、上記の被保険者名簿において、当該従業員に係る被保険者記録は見当たらないことから判断すると、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 10 日から 42 年 2 月 1 日まで
中学校を卒業後に勤務したA社又はB社の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。
また、A社で勤務していた時に、B社へ一度見学に行ったことがあるし、慰安旅行にも一緒に行った記憶がある。同社は、A社の関連会社であったと考えられるので、申立期間の同社における被保険者記録も併せて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社で被保険者記録の有る複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 42 年 7 月 1 日であり、申立期間は、適用事業所となっていない期間である。

また、A社は、「申立期間当時の人事資料は、廃棄しており不明である。」と回答していることから、申立人の雇用形態及び保険料控除等について確認することはできない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務していたと陳述している複数の同僚の資格取得日は、いずれも昭和 42 年 7 月 1 日となっている上、これらの同僚はいずれも、未加入期間の保険料控除については記憶にないとしている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に遡及訂正等の不自然な点も見当たらない。

一方、申立期間のB社における申立人の被保険者記録の有無について調査を行ったものの、同社の元従業員の陳述から申立人の申立期間当時の勤務実態を

確認することはできない上、同社は、昭和 42 年 7 月 1 日付けで適用事業所ではなくなっていることから、申立人の勤務実態及び保険料控除等について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月 8 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 15 年 4 月 1 日から 20 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 5 月から A 社で勤務しており、同社の社名が B 社に変更されたために、厚生年金保険の加入記録に未加入期間が生じているが、申立期間①には、継続して勤務しているため、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、平成 15 年 4 月 1 日に C 社に入社したが、同社が私の厚生年金保険の加入手続をしておらず、2 年間遡及して厚生年金保険被保険者の資格を取得したが、20 年 2 月 1 日からの加入しか認められなかった。

C 社発行の社員証明書及び給与証明書を提出するので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社及び B 社は、社名変更による同一会社であり、所在地も変わっておらず、申立期間①に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社及び B 社に係る商業登記簿から確認できるそれぞれの代表取締役及び所在地は異なっており、両社に係るそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を見ると、同時期にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、両社の取締役等が、両社は全く関係性がない会社であった旨陳述していることから、両社は、同一会社が社名変更したものとは確認できない。

また、A 社に係る被保険者名簿から、申立期間①に同社での被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、「申立人のことを記憶しているが、申立

期間①の在籍については分からない。」旨陳述している。

さらに、申立期間①当時のA社の社会保険事務担当者は、「厚生年金保険の資格喪失届については、次の会社にすぐに入社する者もいることから、退職後できるだけ早くかつ正しく提出していたし、厚生年金保険料の控除についても正しく行っていたと思う。」旨陳述しているところ、申立人を記憶していた先述の同僚は、「自身のA社での資格喪失日に係る年金記録は正しいと思う。」旨陳述している。

加えて、A社の元代表取締役は、「申立期間①当時の関連資料は残存しておらず、申立人の申立期間①当時の在籍及び保険料控除の状況は不明である。」旨陳述している。

一方、B社に係るオンライン記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和59年10月1日であり、申立期間①は適用事業所となっていない期間である。

また、B社に係る被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和59年10月1日に、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間①に同社に在籍していたことを知る者はおらず、申立人の申立期間①における同社での在籍について確認できない。

さらに、申立人のB社に係る雇用保険被保険者の資格取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の昭和59年10月1日であることが確認できるところ、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、雇用保険被保険者の記録が確認できた同僚4人のうち、2人は、雇用保険被保険者の資格取得日が、同年9月1日となっていることが確認できることから、申立期間①当時の同社では、厚生年金保険の適用事業所となる前に在籍していた者は、雇用保険についてのみ加入手続をしていた状況がうかがえる。

加えて、B社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和59年10月1日より前に雇用保険に加入している先述の同僚二人のうちの一人は、「昭和59年10月1日より前から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨陳述している上、申立期間①当時において、同社の社会保険事務を担当していたとされる者に照会したが、回答は得られず、申立人の申立期間①当時における厚生年金保険料控除について確認できない。

また、B社は、昭和60年9月9日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元代表取締役に照会したが回答は得られず、申立人の申立期間①における同社での在籍及び厚生年金保険料控除について確認できない。

次に、申立期間②について、申立人は、平成15年4月1日にC社に入社したと申し立てしているところ、同社提出の給与明細書には、申立人の同社への就職年月日について、同年1月末日との記載が確認できることから、申立人は、同日から同社で勤務していた可能性がうかがえる。

しかし、C社が提出している申立人の申立期間②に係る給与証明書からは、申立人が申立期間②に厚生年金保険料が給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、C社及び申立人の申立期間②当時の住所地を管轄する各税務署に、申立人の申立期間②に係る関連資料について照会したが、該当資料は無い旨回答している上、D市に申立人の申立期間②に係る市民税・県民税の申告について照会したが、同市からは、平成16年度から19年度までの期間及び21年度は保存年限終了あるいは未申告、20年度は社会保険料控除は無い旨の回答があり、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、申立人は、申立期間②において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月 25 日から 29 年 10 月 1 日まで
② 昭和 29 年 10 月 1 日から 33 年 6 月 21 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社及び同社の関連会社のB社で勤務していた厚生年金保険の加入期間が、脱退手当金支給済みとされている。

しかし、当時は脱退手当金の制度など知らず、請求した覚えも、受給した覚えもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立人の脱退手当金は、B社における資格喪失日から約2か月後の昭和33年8月15日に支給決定されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、前述の被保険者名簿から、申立人と同時期（おおむね前後2年以内）に被保険者資格を喪失していることが確認できる者のうち、83人が脱退手当金の受給資格を満たしているところ、うち72人（申立人含む。）が、脱退手当金を受給していることが確認できる。

さらに、当該72人のうち、69人に係る脱退手当金は、資格喪失後6か月以内に支給決定されており、同日付け又は近接した時期に被保険者資格を喪失し、支給決定日も同日付けとなっている者が、多数見受けられる。

加えて、前述の被保険者名簿から脱退手当金の受給記録が確認できる複数の元従業員が、「B社では、従業員に対し、脱退手当金受給についての説明を

行っていた。」旨陳述しており、申立人に係る脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13396（事案 6050 及び 9616 の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 23 日から 10 年 1 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（B県C市）で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正の申立てを行ったが、認められなかった。その理由の一つに、事業主の子の「社長から、海外勤務者は厚生年金保険に加入させない旨の説明を受けた。」とする陳述があったことが挙げられているが、同僚は、A社（B県D市）が適用事業所ではなくなるまでの期間において、海外で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録があることから、事業主の子の陳述は間違いであり、私は海外勤務になっても、厚生年金保険に加入していたはずである。

また、A社（B県D市）は、事業を継続していたにもかかわらず、適用事業所ではなくなったとの不正な届出を行い、その後、A社（B県C市）が厚生年金保険に再加入した際、国内で勤務していた従業員のみを加入させ、海外で勤務していた私及び同僚の記録が無いことに納得がいかない。国は、会社が行った不正に対して指導、監督する義務を怠った責任があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の元同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間も同社で勤務していたことが推認できるものの、i) 申立期間のうち、平成 5 年 4 月 23 日から 6 年 9 月 1 日までの期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないこと、ii) 同社の従業員であった事業主の子は、「事業主から、海外勤務者は厚生年金保険に加入させない旨の説明を受け、海外で勤務中に給与から保険料が控除されることはなかったはずである。」と

陳述しているところ、申立人と同様に海外で勤務していたとする元同僚も、海外での勤務期間は厚生年金保険の加入記録が無いこと、iii) 申立人は、5年8月25日から現在まで継続して国民健康保険に加入していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、22年4月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、A社(B県D市)が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする処理が、保険料の滞納に関連する事業主の不適切な届出に基づき、社会保険事務所において遡って行われたのではないかとして再申立てを行ったが、i) 平成5年4月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった同社に関する滞納処分票及びその他の関係書類は、管轄年金事務所に保管されておらず、同社が申立期間当時に保険料を滞納していたことを確認できないこと、ii) オンライン記録において、同社が適用事業所ではなくなった日は同年4月23日、その処理日は同年4月26日であり、申立人の健康保険被保険者証も同日に回収されていることが確認できることから、同社が適用事業所ではなくなる処理が遡って行われたとの申立人の主張とは符合しないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、23年1月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A社(B県D市)が適用事業所ではなくなるまでの期間において、同僚が海外で勤務した期間の厚生年金保険の記録があるので、事業主の子の『社長から、海外勤務者は厚生年金保険に加入させない旨の説明を受けた。』とする陳述は間違いであり、私は海外勤務になっても、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張している。

海外勤務者の厚生年金保険への加入について、事業主の子は、「社長から、『海外勤務者は厚生年金保険に加入させない。』旨説明を受けたのは、D市にあったA社ではなく、C市にあったA社で勤務していた時であった。」と陳述しているところ、厚生年金保険の加入記録を見ても、A社(B県C市)が適用事業所となった平成6年9月1日以降は、海外勤務者であった申立人及び前述の同僚だけでなく、1年のうちの半分以上は海外に行っていたとされる事業主も、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、申立人は、「A社(B県D市)が適用事業所でなくなったとする不正な手続が行われた結果、私の厚生年金保険の加入記録が無い。国は、会社が行った不正に対して指導、監督する義務を怠った責任があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。」と陳述しているが、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあつた基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし、明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とされ、厚生年金保険に関する申立てについては、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に

関する法律」に基づき、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かなどを踏まえ、年金記録の訂正の要否を判断する機関である。

今般の申立てに際し、申立人から保険料控除を示す新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。